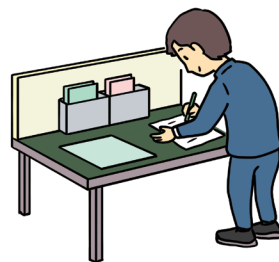


戸籍謄本の取得や届け出が便利になります

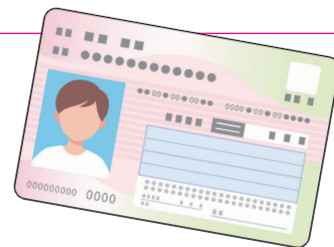
3月1日(金)から、全ての市区町村の窓口で、本籍地以外の戸籍証明書などが取得できるようになります。また、婚姻届や転籍届などの提出時に、戸籍謄本の添付が不要になります。



開始日	3月1日(金)
取得できる証明書	戸籍謄本など ※一部事項証明書や戸籍抄本、電子化されていない戸籍は本籍地のみで取得できます。
取得できる範囲	本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫 ※郵送や代理人の請求は不可
必要種類	顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）
問合せ先	町民サービス課住民係 内線（514）

マイナンバーカード電子証明書更新について

マイナンバーカードの電子証明書は5年の有効期限があります。有効期限が過ぎた場合は、住民票・印鑑登録証明書などのコンビニ交付や健康保険証などに使えなくなります。なお、有効期限が切れる3カ月前に有効期限通知書を郵送しますので、町民サービス課住民係（1階1番窓口）または庶路支所で更新手続きを行ってください。



必要な物／マイナンバーカード、カード交付時に設定した6ケタ以上の暗証番号と4ケタの暗証番号
※暗証番号をお忘れの場合は窓口で再設定いたします。また、顔認証マイナンバーカードへの切り替えを希望される方は、窓口で申し出ください。

物価高騰対応重点支援給付金のお知らせ

国の経済対策として、物価高騰の影響を受けている、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯への新たな給付金です。

支給額	1世帯あたり10万円 子ども加算として児童1人当たり5万円
対象	基準日(令和5年12月1日)時点で白糠町に住民票がある世帯で、次の①および②に該当する世帯。 ①令和5年度住民税が均等割のみ課税されている方だけで構成される世帯、もしくは均等割のみ課税されている方と非課税者で構成される世帯 ②令和5年度住民税非課税世帯もしくは住民税均等割のみ課税世帯において養育されている18歳以下の児童 ※前回の給付金(6月1日基準日の3万円、12月1日基準日の7万円)を受給された世帯は対象外です。
手続き	対象者には、申請書を郵送しています。本人確認書類と口座情報を添えて、介護福祉課社会福祉係（1階2番窓口）まで申請書を提出してください。 ※令和5年1月2日以降に転入された方で、前住所地で対象となっている方は、ご連絡ください。また、住民税非課税世帯の子ども加算は、口座に別途振り込みますので、手続きは不要です。
期限	3月29日(金) ※郵便は3月31日(日)消印有効
問合せ先	介護福祉課社会福祉係 内線（529・530）